

第 16 章 警報設備の基準（危政令第 21 条）

警報設備の技術上の基準（危規則第 36 条の 2～第 38 条）

1 警報設備の設置区分（危規則第 38 条第 1 項）

| 区分 | 製造所等の区分 | 施設規模等 |
|----------------|--|--|
| 自動火災 報知設備 | 製造所 一般取扱所 | 10 倍以上の危険物を取り扱うもので、 ① 延べ面積 500 m ² 以上のもの ② 100 倍以上の危険物を取り扱う屋内のもの（高引火点危険物を 100 度未満で取り扱うものを除く。） ③ 他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたものを除く。） |
| | 屋内貯蔵所 | 10 倍以上の危険物を貯蔵するもので、 ① 100 倍以上の危険物を貯蔵するもの（高引火点危険物を除く。） ② 第 2 類、第 4 類の危険物（引火性固体、引火点 70°C未満を除く。）以外のものを貯蔵する次のもの ア 延べ面積が 150 m ² を超えるもの（150 m ² 以内ごとに不燃区画があるものを除く。） イ 他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたもの、を除く。） ③ 第 2 類、第 4 類の危険物（引火性固体、引火点 70 度未満を除く。）のみを貯蔵する延べ面積 500 m ² 以上のもの ④ 軒高が 6 m以上の平家建てのもの |
| | 屋内タンク貯蔵所 | 平家建以外の建築物で、10 倍以上の危険物（第 6 類、高引火点危険物を 100 度未満で貯蔵するものを除く。）を貯蔵するもので、 ① 液表面積 40 m ² 以上のもの ② 高さ 6 m以上のもの ③ 引火点 70 度未満のもの（他用途部分と開口部のない隔壁で区画されたものを除く。） |
| | 給油取扱所 | 10 倍以上の危険物を取り扱うもので、 ① 一方開放型屋内給油取扱所 ② 上部に上階を有する屋内給油取扱所 |
| 加入電話 非常ベル装置 | 上記以外のもので、10 倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの（移動タンク貯蔵所を除く。） | |

| | |
|------------|---------|
| 拡声装置 警鐘 | |
| — | 上記以外のもの |

2 警報設備の基準

- (1) 消防機関に報知ができる電話は、危険物施設内になくても、同一の敷地内のうち、速やかに通報できる位置にあることで良いものである。
- (2) 自動火災報知設備を設けなければならない危険物施設(危規則第 38 条第 1 項第 1 号)以外の危険物施設で指定数量の倍数が 10 以上のものに、危規則第 38 条第 2 項の例により自動火災報知設備を設けた場合は、危規則第 37 条第 2 号から第 5 号までの警報設備を設けないことができる。

3 自動火災報知設備の基準

危規則第 38 条第 2 項の規定のほか次によること。(H1 消防危第 24 号)

- (1) 感知器等の設置は、施行規則第 23 条第 4 項から第 8 項までの規定の例によること。
- (2) (1)のほか施行規則第 24 条及び第 24 条の 2 の規定の例によること。